

平成

二十七年

五條市議会第一回臨時会会議録(第一号)

平成二十七年一月二十九日(木曜日)

議事日程(第一号)

平成二十七年一月二十九日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
 - 第二 会期決定の件
 - 第三 市長の提出議案の説明
 - 第四 報第一号 専決処分報告、承認を求めることについて(五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例の制定)
 - 第五 議第一号 工事請負契約の締結について
 - 第六 発議第一号 (仮称)五條総合体育館建設事業の賛否を問う住民投票条例の制定について
- 追加日程(第二号)
- 第一 発議第二号 五條市農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長
 副市長
 教育長
 理事（総務部長）
 市長公室長
 危機管理監

太 田 好 紀
 堀 内 成 吉
 青 山 智 博
 福 塚 山 智 博
 櫻 井 敬 三

五番
 吉 田 正
 十二番
 十一番
 十番
 九番
 八番
 七番
 六番
 四番
 三番
 二番
 一番

大 益 吉 山 福 岩 窪 宗 牧 平 養
 谷 田 田 口 塚 本 部 野 岡 田
 龍 吉 雅 耕 佳 康 雅 清 全
 雄 博 範 司 実 孝 秀 寛 一 司 康

事務局職員出席者

午前十時零分開会

速記者	柳ヶ瀬	片山	久保	松本	乾武	土地開発公社事務局長	河村	谷口	辻永	中井	近谷	大田	田中	河田	西尾	竹本	水本	和木	上田
事務局長						企画政策課長	村	村	信	稔	稔	稔	稔	博	佳	勝	俊	剛	幸
事務局次長						財政課長	康	康	幸	信	稔	稔	稔	稔	博	佳	俊	剛	幸
事務局次長補佐						秘書課長	友	友	彦	充	巳	悟	泰	幸	子	治	明	明	則
事務局主任						會計管理者	雄	雄	彦	充	巳	悟	泰	幸	子	治	明	明	則
産業環境部長						水道局長	友	友	彦	充	巳	悟	泰	幸	子	治	明	明	則
都市整備部長						大塔支所長	友	友	彦	充	巳	悟	泰	幸	子	治	明	明	則
教育部長						西吉野支所長	友	友	彦	充	巳	悟	泰	幸	子	治	明	明	則
あんしん福祉部長						水道局長	友	友	彦	充	巳	悟	泰	幸	子	治	明	明	則
すこやか市民部長						会計管理者	友	友	彦	充	巳	悟	泰	幸	子	治	明	明	則

○議長（窪 佳秀）ただいまから、平成二十七年五條市議会第一回臨時会を開会いたします。

吉田 正議員から欠席届が出ております。

本日、平成二十七年五條市議会第一回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

議員各位にはどうか議案審議に御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

この際、申し上げます。

会議録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成り立ちます。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十七年第一回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会には、緊急を要する二案件を提出させていただきます。

議員各位にはよろしく審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。平素のお礼と開会の挨拶にさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告があります。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司登壇〕

○二番（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十二日、木曜日、午後二時から、御所市役所本館三階会議室において開催されました、平成二十七年一月やまと広域環境衛生事務組合臨時会の報告をいたします。

会議では、まず、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、議席の指定、会議録署名議員の指名に続き、本臨時会の会期を一日と

することが決定されました。

続いて議案審議に入り、提出案件の平成二十五年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、監査委員の意見を付けて議会の認定に付されるもので、歳入決算額は、十三億一千七百七十三万八千八百八十八円、歳出決算額は、十一億五千四百三十四万七千五百八十八円で、翌年度へ繰越すべき財源一億一千三百四十二万一千六百円を差し引いた当年度の実質収支額は、四千三百九十六万九千七百円となっております、慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもって原案のとおり認定されました。

以上、概要を申し上げます、平成二十七年一月やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会の報告といたします。

○議長（窪 佳秀）以上でやまと広域環境衛生事務組合の議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

以上の三名の方をお願いいたします。

二番	平	岡	清	司	議員
三番	牧	野	雅	一	議員
四番	宗	部	康	寛	議員

○議長（窪 佳秀）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る一月二十二日に開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先

に御通知申し上げましたとおり、本日から二月三日までの六日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって会期は本日から二月三日までの六日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げたとおりであります。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） それでは本臨時会に提出の議案について御説明を申し上げます。

報第一号、専決処分報告、承認を求めること（五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例の制定）につきましては、条例の制定に特に緊急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるところであります。

次に、議第一号、工事請負契約の締結につきましては、（仮称）五條総合体育館建設工事を総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で実施したところ、二十二億八千三百六十六万円で村本・田原特定建設工事共同企業体 代表者村本建設株式会社 奈良本店が落札し、その工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるところであります。

以上がこのたび提出いたしました議案の概要であります。

議員各位におかれましては慎重審議の上、何とぞ御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第四、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 報第一号、専決処分報告、承認を求めるところについて（五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例の制定）。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦） ただいま上程いただきました報第一号、五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適切事務処理に関する第三者委員会条例の制定について専決処分報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧ください。

今回の条例制定につきましては、水田経営所得安定対策交付金の不適正な事務処理が発見され、その実態把握及び再発防止に向けた提言を行うために制定したもので、適切に処理されなかった農業者に対し、不払いとなった平成二十五年度の交付金を一刻も早く支払うために、特に急を要したため一月六日に専決処分を行い、本臨時会におきまして、報告、承認を求めるものでございます。

議案書三ページを御覧いただきたいと思っております。

条例の概要につきましては、第一条では、本委員会の設置についてその趣旨を定めております。

第二条は、所掌事務として原因を調査し、再発の防止に向けた提言を行うことと定めております。

第三条では、委員は、市長が委嘱し、五名以内と定めております。

第四条は、委員の任期は、その事務が終わるまでと定めております。

第五条は、委員の守秘義務について、秘密を漏らしてはならないことと定めております。

第六条では、委員長は委員の互選により選出するものと定めております。

第七条は、会議の招集、成立、必要に応じて調査するものと定めております。

第八条は、庶務につきましては、農林政策課が行うものとしております。

第九条は、委員等の報酬について日額一万円とし、費用弁償については、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の規定の例によるものと定めております。

第十条は、その他の事項については、委員長が委員会に諮るものと定めております。

附則につきましては、施行日を公布の日からと定め、一月六日に公布いたしました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀）次に日程第五、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第一号、工事請負契約の締結について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第一号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入ります、議案書六ページを御覧願います。

契約の目的は、（仮称）五條総合体育館建設工事、契約方法は、総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札でございます。

設計金額は、消費税抜きで二十一億一千四百五十一万円でございます。

入札金額は、消費税抜きで二十一億一千四百五十万円、契約金額は、消費税込みで二十二億八千三百六十六万円でございます。

契約の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾十一番地の一 村本・田原特定建設工事共同企業体 代表者村本建設株式会社奈良本店
取締役常務執行役員本店長 市岡 武でございます。

本入札の業者選定につきましては、五條市建設工事等請負業者選定審査会要綱によりまして、選定審査会において検討いたしました結果、五條市建設工事等競争入札参加資格のうち、建築一式工事の資格を有する建設業者二者又は三者で構成される特定建設工事共同企業体で、共同企業体の代表者は、奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者で、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が千点以上である者。

共同企業体構成員につきましては、奈良県内に本店を有し、経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が九百点以上の者という条件のもと、平成二十六年十月二十七日に入札公告し、平成二十七年一月九日の入札書の提出期限までに一共同企業体が入札に参加し、一月十四日に開札が行われ、その結果につきましては、次に述べますとおりでございます。

なお、金額につきましては、消費税抜きとなっております。

村本・田原特定建設工事共同企業体 代表者村本建設株式会社奈良本店 二十一億一千四百五十万円、技術評価点、一一六・一〇点でございます。

以上の結果を踏まえまして、(仮称)五條総合体育館建設工事は、村本・田原特定建設工事共同企業体が落札者と決定いたしました。

本入札の落札金額は、先ほど申しましたように、二十一億一千四百五十万円、契約金額は消費税込みで二十二億八千三百六十六万円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「九番」の声あり) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) 昨年、この体育館工事の入札が行われて応募者がなく不落になったわけでございますけれども、今回ずっと市行政として体育館の建設事業に取り組んできていただいたわけでございますけれども、その経緯と、そしてまた国の実質的な債務負担行為、平成二十六年第二回の臨時会で決まった二十三億五千万円でございますけれども、もう一度この場で、国の支出金は幾らなのか、市の負担は幾らになるのかというのをきちつと御説明いただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願ひ申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 九番山口耕司議員の御質問にお答えいたします。

（仮称）五條総合体育館建設工事に伴う事業費につきましては、現在のところ御提案を申し上げました契約金額の二十二億八千三百六十六万円のほか、監理業務委託に係る経費二千五百万円を含め、二十三億八千六百六十六万円を見込んでおるところでございます。

次に、当該経費の財源の内訳でございますが、まず平成二十五年度からの繰越予算でございます十五億円について事故繰越しが承認されない場合につきましては、国庫より補助される防災安全交付金として約三億八千二百万円を、また地方債、これは過疎債及び公共事業等債でございますが、約十九億二千六百万円を見込んでおるところでございます。

次に、事故繰越しが承認された場合の財源でございますが、防災安全交付金として約十億八千万円、地方債として、これも公共事業等債、過疎債でございますが、十二億二千八百万円を見込んでおるところでございます。これに伴います市の実質負担額でございますが、事故繰越しが認められない場合につきましては、現在の試算におきましては、市の実質負担額を約一億六千万円と試算いたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） この事故繰越しとか、今言うていただきましたけれども、一億六千万円ほどの市の負担で現在建つというわけでございますね。これが延期になった場合、どういう形の市の負担額になってくるのか御説明いただけますか。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、体育館の財源といたしましては、ただいま御説明申し上げたとおりでございますが、まず年度内に本契約に至らない場合につきましては、二十五年度からの繰越予算でございます十五億円については全く執行することがまずできないというのが、一点でございます。

次に、当該予算につきましては、事故繰越しの承認を得るよう現在県を通じ近畿財務局と調整を行っておりますが、本契約を締結しておりませんので、まだ申請するまでには至っておらないところでございます。

なお、年度内に契約締結に至らない場合は、この事故繰越しは認められないということになり、既に交付決定を受けている防災安全交付金

の七億五千万円の交付を受けることができなくなるものと考えられるところでございます。

したがって、年度内に契約できない場合は、改めて国や県に協議の上、新たに補助金や過疎債の申請を行うこととなりますが、一旦交付決定を受けたものを不要とし、再度補助金の交付を受けるということは非常に困難なことが予想されるというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ですので、一体幾らになるのか。交付金をもらえないとすれば、市の負担額は幾らになるのか。それはきちっと出ないわけですか。未定だということでないわけですか。

○議長（窪 佳秀）青山理事。

○理事（青山智博）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、今説明しましたように年度内に契約できない場合については、今後補助金、または過疎債等の財源の手立てを国又は県と協議していき、どれくらいそれが確保できるかということによりまして、市の負担額が大きく変わってくるところでございます。それが全て確保できるという前提で試算することでも可能でございますが、今のところ確保というものについてかなり困難さが伴うという段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうか最悪の事態を考えまして、よろしくお願いしたいと思えます。

そして、最初に言わせていただきましたように、これまでの取組の経緯と経過について再度お教え願えますか。

○議長（窪 佳秀）中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

（仮称）五條総合体育館のこれまでの経緯を時系列でお答え申し上げます。

まず、平成二十四年の十二月末に高校総体開催を契機とした南部東部地域おこし説明会がございました。それを受けまして五條市において高校総体でフェンシングを受け持つこと、また新たな体育館の建設をすることを決定いたしました。

平成二十五年三月二十二日、平成二十五年三月議会におきまして、平成二十五年度当初予算として体育館に係る測量・設計・地質調査委託料を可決いただきました。

平成二十五年九月十九日、平成二十五年九月議会において体育館建設費用十五億円の補正予算、これは債務負担でございますが、これを可決いただきました。

続いて、平成二十五年十二月二十日、平成二十五年十二月議会におきまして、体育館建設費用五億円の補正予算、これも債務負担の変更でございます。これを可決いただきました。

続いて、平成二十六年三月二十六日、（仮称）五條総合体育館建設工事に係る入札公告を行いました。

平成二十六年五月三日、入札関係書類の未提出を確認いたしました。

平成二十六年五月七日、入札中止の決裁を受けました。

平成二十六年六月十日、平成二十六年六月議会、総務文教常任委員会におきまして、体育館建設についての今までの経緯を御報告し、工事契約を随意契約で進めていること等を御説明いたしました。

平成二十六年七月一日、高校総体のフェンシング会場について市長が奈良県知事と面談いたしました。

平成二十六年七月九日、議員全員協議会におきまして、体育館建設に関する設計金額の見直しの報告、随意契約の中間報告、入札審査会について等を御報告いたしました。

平成二十六年七月十日、奈良県に対し、高校総体フェンシング会場の辞退を届けました。

平成二十六年七月十八日、市登録のゼネコンに対し、随意契約に向けた体育館建設の説明会を実施いたしました。

平成二十六年八月四日、議員全員協議会におきまして、入札不調の検証結果報告等を行いました。

平成二十六年十月二十二日、第二回臨時会におきまして、体育館建設費用三億五千万円の補正予算、これも債務負担でございます。これを可決いただきました。

平成二十六年十月二十七日、（仮称）五條総合体育館建設工事に係る入札公告を行いました。

平成二十七年一月十四日、開札を行いました。

平成二十七年一月十九日、落札業者と仮契約を締結いたしました。

以上でこれまでの時系列でございます。

○議長（窪 佳秀） 本案は契約議案であります。趣旨と外れている可能性があります。山口議員、御了承をお願いいたします。

質疑を終わります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 先ほど来、この体育館の建設事業における財源の、今まで幾度となく議論させていただいた中で、再度今説明があったわけですが、改めてお尋ねしたいのですが、事故繰越し十五億円が認められなかった場合、これについて三月末までに工事を契約して発注された後、どれだけの十五億円の使用が可能なのか。恐らく十五億円全額を三月末までに契約に至ったところで、全部出来高という部分ではお支払は難しいのかなと、であれば三月末までに支払ができなかった分は、この交付金は一旦お返ししなければならぬということになるという解釈でよろしいですか。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今事故繰越しが認められない場合ということで御質問いただいたと思いますけれども、三月末までに使用できなかった場合、その残りの分はお返しするというか、不要ということで交付を受けることができないということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） であれば、そのお返しせざるを得ない、半分返さなあかんのか、五億円返さなあかんのか、はたまた十億円返さなあかんのか、これは、まだこれから契約に進んで事業者さんの出来高、これは未定やと思うのです。それに対して、空白のばくだいな金額が出ますね、十五億円丸々当て込んでいるわけですから。それに対しての補填を再度御説明いただけますか。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

事故繰越しが認められなくて、その分交付金がいただけないと、それに対する補填をどうするのかという御質問かと思いますが、それにつきましては、五條市といたしましては、過疎債が有利な財源ということになりますので、過疎債の確保、要望をもってその財源の手立てとするということになるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁ね、以前に幾度となく委員会等で協議させていただいた中で同じ質問をさせていただきました。そのときの答弁では、普通交付税の交付税措置をお願いするという答弁があったと思うのです。その中には一部過疎債もあると、過疎債というのは、この債と付くものは大なり小なり借入金、借金でしょう。そして前回、委員会で答弁いただいた交付税に関しては、これは何の保証もない交付税措置をお願いしていくと、その中で一遍に穴が開いた数億円の補填をしていただけなのかというお尋ねもさせていただきました。そのときの答弁では、十数年にわたって、過疎債は十何年、交付税に関しては十何年という返済をしていくという答弁であったというふうに思われるのですけれども、再度お答えいただけますか。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

まず、財源の手立てといたしましては、過疎債を今考えていると説明させていただきましたが、交付税につきましては、その過疎債の償還、将来に向かって五條市が過疎債を、借金ですので返済していくと、それに対して返済額の元利償還金の七〇パーセントが交付税として入ってくるという御説明をさせていただいたと思います。まず一旦過疎債で五條市が借金をして、その返済に対して、後年度普通交付税として七〇パーセント措置されるというふうに説明させていただいております。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）残りの三〇パーセントは返済しなければならぬということですね。それも加味した上で、算定されたのが一億六千万円の五條市の負担で済むと、……一億六千万円になりますか。もつと増えませんか。三〇パーセントというのは。

交付税措置、償還という形をとっていただけるといふ答弁ですけれども、先の協議の中でもお尋ねさせていただきました。その措置が確実に十数年間、この先していただけるのかどうか、平成二十八年度以降、合併算定替により最大十一億円の交付税の減額になるという想定もされている中で、その補填……補填という言葉は語弊があるかもしれませんが、償還ということを実際国が確実にしていただけないかという保証がとれておるのですか。想定で今財源の計算をされておるのではないかということは、先の委員会でも質疑させていただきましたと思

ます。そのところを明確にしていたかかないと、この事業に対する財源の確保は確実に行われていると、今説明いただきました一億六千万円で五條市の負担が、その程度で済むという確たるものではないというふうに解釈しているのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

まず、過疎対策事業債に対する交付税措置七〇パーセント、これが確実に手立てされるのかということですが、まず過疎対策事業債につきましては、七〇パーセントの交付税措置をするということは、これは制度上決まっております。だからこの借入金に対する七〇パーセントというのは、確実に措置されると、しかし以前からも説明させていただいておりますが、普通交付税の総額というのは、今後合併算定替ということもあるので、減少していく可能性もございますが、今回体育館の建設に当たって借り入れたします過疎対策事業債につきまの交付税措置というのは、七〇パーセント措置というのは制度上決まっておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 制度上確定している部分はあるということですね。不確定な部分もあるということですね。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

体育館の建設に係る過疎債の借入れ、それに対する交付税措置というのは七〇パーセント措置するというのは、変わるものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）（議場に声あり）

○議長（窪 佳秀） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。三番牧野雅一議員。（議場に声あり）傍聴人に申し上げます。静粛に願います。します。（議場に声あり）牧野議員、続けてください。御静粛に申し上げます。

○三番（牧野雅一） 何を言いたいかと言ったら、一旦返さなければならぬ金ができたから、この補填をどうしていくのか。五條市がどれだけ補填していかなければならぬか、先ほどからも言うているように先のことは分かれへん。どうなるか分かれへん。これで確たる財源の確保ができていと言いつけるのですかということをお尋ねしているのです。

平成二十八年度以降、五年間に掛けて約十一億円、最大十一億円の合併算定替における交付税の減額が想定されている、その中で毎年五千万円も六千万円も返済のためにこの交付税措置をしていただけなのかどうか、それによってこの一億六千万円が三億円になるのか、四億円になるのか、その点が不確定ではないですかということをお尋ねしているのです。確実にこの一億六千万円だけで済むのかどうかという答弁を願います。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどから説明させていただいておるとおり、過疎対策事業債、また公共事業等債に対する交付税措置というのは制度上、過疎対策事業債については七〇パーセント、公共事業等債については五〇パーセント、その元利償還金について措置するという制度があります。その制度に基づいて市の負担額を算定しておるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 御質問申し上げます。

ただいまの牧野議員の御発言、よく分かりました。しかしながら今、国・県・市の状態において今現制度ではその財源を基にしていくのが一番有利だと考えますが、青山理事、どうでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問ありましたように、現在考える中で最も有利な財源でもって、体育館の建設を必要としておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本件は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第六、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第一号、（仮称）五條総合体育館建設事業の賛否を問う住民投票条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十七年一月二十九日提出

提出者	五條市議会議員	益田吉博
賛成者	五條市議会議員	吉田雅範
〃	〃	福塚実
〃	〃	吉田正
〃	〃	宗部康寛
〃	〃	牧野雅一

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。十一番益田吉博議員。（議場に声あり）

傍聴人は傍聴席において騒ぎ立てることは禁止されており、御静粛にお願いいたします。

〔十一番 益田吉博登壇〕

○十一番（益田吉博）ただいま上程されました発議第一号、（仮称）五條総合体育館建設事業の賛否を問う住民投票条例の制定について、議長から発言の許可をいただきましたので、本条例案に基づいて提案の趣旨説明を申し上げます。

（仮称）五條総合体育館は、平成二十七年八月に和歌山県を幹事県として、近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会のフェンシング会場として、また奈良県南部の地域おこしを目的に取り組まれた事業であると認識しており、本事業については、市議会において審議を重ねてきましたが、財政的に将来の市政に大きな影響を与える可能性のある（仮称）五條総合体育館建設事業を、投票という手段により、直接、市民の意思を反映、把握しようとするものであります。

それでは、条例案についてその概要を説明いたします。

まず、第一条及び第二条では、本条例制定の目的は、（仮称）五條総合体育館を建設することについて、その賛否を市民による投票によつ

て問うということを規定しています。

第3条においては、住民投票は、市長の事務と位置付け、投票票について客観性を確保するため、地方自治法の規定により住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任することを規定しています。

第四条の投票日及び第五条の投票資格者については、公職選挙法の規定に準じ、三箇月の居住要件があることから、投票日は条例施行の日から起算して九十日以内とし、投票資格者は日本国民で年齢満二十年以上の者としています。

第六条においては、選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調整するものとしています。

第七条においては、記号式投票による投票の方法を規定しており、公職選挙法に準じ、住民投票は一人一票としています。

また、第八条では、投票の効力の決定を規定し、第九条の無効投票においては、公職選挙法に準じています。

第十条の情報の提供については、住民投票に關して的確な判断を促すため、多くの情報を持つ市長が情報の提供に努めるとしています。

第十一条においては、買収、脅迫など以外の投票活動を投票日の前日までできるものとしています。

第十二条においては、不在者投票管理者について、また、第十三条では、投票及び開票について規定しています。

第十四条では、結果の報告等を、また、第十五条では、住民投票の結果を市長は尊重しなければならないとしています。

第十六条では、条例の施行に關して必要な事項は、委任を受けた選挙管理委員会が規則で定めるとし、附則においては、この条例は公布の日から施行し、投票日の翌日から起算して九十日を経過した日に、この条例は失効するものとしています。

以上、提案の趣旨説明を申し上げますが、議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）現在、この条例につきまして、益田吉博市議会議員から提出され説明があったわけでありまして、先ほどの理事及び部長の答弁にもございましたように、この（仮称）五條総合体育館建設事業につきましては、平成二十五年四月二十五日には建設に關係する測量業務委託契約を結ばれて、それ以後、補正予算も議会で可決され、そして平成二十六年十月九日には最終の三億五千万円の補正が可決されております。このように、この間この体育館に関する議案、予算についてはこの議会で市議会議員の賛成多数によって可決成立してきて

いるわけであります。そのときのこの間の議長は益田議員が務められているわけであります。しかし賛成多数の可決でございますから、この間益田議員はこの体育館に関して賛成なのか、反対なのかという意思表示は、本会議ではされておりません。その中で、今回益田議員の方から住民投票によって結論を出すべきだという条例が提出されたわけでありますけれども、仮にこの条例が賛成多数で可決されますと、住民投票をしなければなりません。そうしますと、益田議員はこの間議長の立場でこの体育館の事業に対する賛否の意思表示をしておりますから、このまま住民投票に入りますと、本会議での益田議員の意思表示はそのままに住民投票に入られるということになります。

したがって、この体育館の議案、予算に対してこの間の議会で可決されたことをよく掌握し、その可決に対する議長としての責任もございまして、この本会議で、(仮称)五條総合体育館建設事業に対する益田議員としての意思表示をこの本会議で一度聞かせていただきたいと思っております。

そして、もう一つの質問は、今益田議員の方から議案の中身の説明がございましたけれども、その十五条には、こうなっております。住民投票結果の尊重として、「市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」(議場に声あり)こうなっておりますね。しかし、投票率が書かれておりません。近くの町村合併のときに、ある議会が住民投票を可決した資料を見ますと、合併ですから、重要なことですから、有権者の半分以上が投票されていないと有効とみなされないと、こういうことがちゃんと効力として入っているわけですね。ところが、今回は投票率のことは何も入っていないわけですね。だから、私は最低投票率三〇パーセント以上でなければ、この住民投票は無効であるということ、この本会議で提出者の責任として益田議員の方からはつきり答弁を求めたいと思っておりますので、一つ益田議員、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(窪 佳秀) 議案に対する質疑でないと考えますが、益田議員……。

○十一番(益田吉博) 議長が申されますように、私が賛成とか反対とか、ここで言う必要はないと思っております。

そして、投票率のお話がございましたけれども、これは仮に可決されるのか否決か私は分かりませんが、可決したとなったときには、市長が選挙管理委員会に委任するというところで、その細部にわたっては規則で決めていくということになっておりますので、選挙管理委員会の方で決めていただけたらと思います。

以上です。(「十二番」の声あり)

○議長(窪 佳秀) 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）選挙管理委員会に委任すると、公選法に基づいてやったらいんだという答弁だと思えますけれども、これは一般的な選挙とは違いますので。だから他の議会では公選法に基づいてやってもらうということを選挙に委任しておつても、住民投票の効力は二分の一以上、五〇パーセント以上でなければ無効とするということ、あえて記入しておりますので、そのことをこの第十五条にも明確に記入することは重要ではないかなど。私の先ほどの提案は、三〇パーセント以上でなければ無効とするということを明記するなり、提案者の意思表示をするべきではないかなということ、もう一度申し上げておきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よつて本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、平岡清司議員の発言を許します。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司登壇〕

○二番（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま益田議員ほか五名から提出された（仮称）五條総合体育館建設事業の賛否を問う住民投票条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

初めに、私たち議員は、選挙を通して市民の皆様からの負託を受けており、議会では市民の皆様代表として行動し、その議会が出した判断と結果については、民主主義のルールに従う必要があると考えております。

議員はいつまでも個々の意見に執着するのではなく、一旦議会で結論が出たものについてはその判断を受入れることが必要であり、議会として市民の皆様への説明責任を果たすこととなつていふと考へております。

よつて、このたびの（仮称）五條総合体育館建設については、今に至る議会の判断をこの公開の場において市民の皆様へ説明し、理解していただくことが大切であると思へます。

議会は、理事者側から詳細な説明を受け、（仮称）五條総合体育館建設を進めていく上で必要な予算を可決することで、事業の推進に同意してきており、ようやく今臨時会、（仮称）五條総合体育館建設の工事請負契約の締結に関する議案を提出するに至つたものであります。

具体的には、平成二十五年の三月議会において当初予算に新体育館建設のための関連予算として四千四百五十万円が計上され、議会は全会一致で可決しております。

次に改選後、初議会となった平成二十五年の十二月議会では新体育館の債務負担行為を含む補正予算が、これも全会一致で可決しております。これを受けて理事者側は平成二十六年三月に工事施工に関する入札を執行しており、その入札が不調に終わったため、理事者側は平成二十六年六月議会で（仮称）五條総合体育館建設について、総務文教常任委員会及び厚生建設常任委員会で説明をされ、議会は（仮称）五條総合体育館の早期着工を求める決議を全会一致で可決しています。

さらに、十月に開かれた平成二十六年第二回臨時会では市長から提出された（仮称）五條総合体育館建設に関連する補正予算を原案の通り可決する一方で、（仮称）五條総合体育館建設事業の見直し及び早期着工を求める決議案は否決しました。このように五條市議会は、理事者側が提案してきたとおり上野公園に（仮称）五條総合体育館を建設することに賛成してきました。

私たち議員が自ら議会の判断をほごにすることは、自ら議会の存在を否定しているものと言わざるを得ません。私は市民から直接選挙で、市民の付託を受けて議会の決議に臨んできました。結果には責任を持つべきと考えますが、提案者が自ら判断できないとして住民投票を求める、このような条例を必要とするなら、もっと早く提出するべきであったと指摘します。

また、私がこの臨時会に提出されているこの条例に賛成できないもう一つの理由に、財政的な支援を受けるには期限があることがあります。現在の中央体育館は市民のスポーツの場としてではなく、敬老会や品評会など多くの市民の皆様に参加していただけて開催する各種行事の会場として、また災害時には避難場所にも指定されているなど、非常に多岐にわたる機能を求められているにもかかわらず、老朽化しており、耐震工事だけで二億六千万円程度が必要と試算されています。しかしながら、仮に耐震工事を実施したとしても老朽化した体育館を維持管理していく経費は、新築の体育館を維持管理する経費に比べて増大することが想像できます。また五條市の財政状況は好転しているとはいえ、まだまだ厳しい状況にあることから、できるだけ有利な補助金などを使って必要な施設を整備しようとする市の姿勢はもつともなことだと考えます。

新体育館については、この判断をする期限が迫っており、タイミングを逸すると有利な補助金の交付が受けられなくなる可能性があります。また、事業の執行が遅れば遅れるほど補助金の交付が受けられないだけでなく、東日本大震災や東京オリンピック関連のインフラ整備等の影響で公共事業の入札はますます困難になると予想されます。

最後に、私は、議会は自ら下した結果について責任があり、財政的な支援の期限が迫っていることから、この条例に賛成できない理由を申し上げ、反対討論いたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(窪 佳秀) 次に、養田全康議員の発言を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康登壇〕

○一番(養田全康) 議長から発言の許可をいただきましたので、益田議員ほか五名の議員から提出されました(仮称)五條総合体育館建設事業の賛否を問う住民投票条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

反対いたします一つの理由は、建設地である阪合部地区住民が新体育館を上野公園に建設されることを大いに歓迎しており、賛成しているからであります。皆さんの思いを現実にするためには、提出されている住民投票条例ではなく、体育館建設の契約を締結するための議案を可決することが必要です。

それに新体育館に関しては、多くの皆さんが五條市に体育館が必要であると考えており、現時点においては市民の皆さんの付託を受けた議員の判断も同様で、私も議員として、また市民の一人として、一日も早く新体育館の建設を望んでおります。

提案されているような住民投票が必要とされているのは議会が民意を的確にくみ取れていないため、市民の皆さんの意見と議会の決定との間に明らかな差異が存在する場合がありますが、現状はそのような状態ではありません。仮に市民の皆様の中に体育館建設に不安や不満の声が高まっているのであれば、議員はこのような市民に丸投げするような条例案を提出するのではなく、足を運んで市民の皆様の声を聞き、皆様の代表として自ら議員活動に反映させることが大事なのではないかと考えます。

また、今からも説明があるように、財政的にも有利な補助金を受けられる今のうちに建設に取り掛かる必要があります、タイミングを逃してしまふと有利な補助金を受けられず、市民の不満を増やすことにつながりますので、市民の皆様がこのようなことを許してくれるとは思いません。

そして、私がこの条例に反対するもう一つの大きな理由は、申すまでもなく議会は議決機関であり、私たち議員は議会の構成員として審議や表決に加わり、議会意思の形成に参画することを本来の使命とされているにもかかわらず、議員が住民投票を持ち出し、議会で一度議決したことに対して責任を負うこともなく仮契約にまで至った今のタイミングで建設の賛否を住民投票に委ねようとしていることで、議会制民主

主義の原則を脅かしかねないだけでなく、住民の判断に責任を転嫁しようとしているものであり、議員の責任回避と言わざるを得ないからです。

また、今回提案された住民投票条例は市民に対して十分な情報が提供されておらず、内容も不十分であると考えます。

開票の結果、賛成が圧倒的に多かったとしても、住民投票を実施している間に時機を逃してしまい、補助金などの条件が全く変わってしまっていますし、請負業者も確実に確保できるとは限りませんので、結果として建設できなくなることも考えられます。

現時点では約二十三億円の新体育館が一億六千万円程度の負担で建設できるということなので、このように現状のまま住民投票条例が実施されれば、いたずらに市民の間に混乱をもたらすことになると感じます。

また、今回提案された住民投票条例は、議会の存在そのものを否定するものであると思いますので、この条例案には反対であると申し上げ、私の反対討論といたします。

議員の皆様には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げて、反対討論を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）ただいまの発議に対して、通告にはございませんが、賛成の立場から討論させていただきたいと思っておりますので、許可を願います。（拍手）

○議長（窪 佳秀）牧野雅一議員から発言通告はいただいておりますが、五條市会議規則第五十二条の規定によりまして、牧野雅一議員の発言を許可いたします。（議場に声あり）

傍聴席に申し上げます。御静粛にお願いいたします。

〔三番 牧野雅一登壇〕

○三番（牧野雅一）ただいま議長の方から発言の許可をいただきましたので、賛成の立場から討論させていただきます。

五條市新総合体育館建設事業においては、本年八月に和歌山県を幹事県として近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会のフェンシング競技会場として提供し、国・県の支援を受け県南部地域の振興を図っていくという重大な位置付けにあることから、昨年の六月定例会において「早期着工を求める」決議をさせていただきました。

しかしながら、その決議からわずか数日後に競技会場としての提供を断念し、全国高等学校総合体育大会の主催者及び国・県には多大な御迷惑をお掛けし、また、我が市は全国に対して面目を失うこととなり、市民の皆様におかれましては大変不名誉な思いをさせてしまいました。また、九月定例会においては、競技会場としての提供を断念ということをきっかけに、今一度、早期の着工を目指しつつも見直すべきことは見直すという考えから新たな決議をさせていただき、幾度となく議論、検討をしてまいりましたが、五條市新総合体育館建設事業費は東北の大震災、東京オリンピックの開催決定、アベノミクスによるデフレ脱却等、様々な要因が重なり、人件費、材料代の高騰を理由に、当初約七億円規模から始まり、十三億円、十五億円、二十億円、そして二十三億五千万円と、どんどん膨れ上がりました。先に申し上げた理由だけでなく、幾度となく繰り返し返された大小問わぬ設計の変更が進捗を遅らせ、事業費の高騰につながった一因であるとも考えられます。

橿原市にある曾我川緑地体育館は約三・八メートルの高床式鉄筋コンクリート造り二階建て、建築面積四、七一五平方メートル、延べ床面積三、〇三八平方メートルのバリアフリーです。これは今まさに着工されようとしている体育館の規模とほぼ同等であり、事業費は約二分の一であると聞いております。しっかりとした計画性を持って取り組んでおれば、今計上されている予算で体育館が二つ建てられる計算になります。

今の事業仕様では一部木造であると、これは過去の歴史から県南部は林業が盛んであった。このことを鑑み林業の振興、また先の紀伊半島大水害で大きな被害を受けた私たちのまち、五條市大塔町の木を使用することにより災害復興に役立てると聞いておりました。しかし残念なことに大塔町の木は一本たりとも使用されないということも委員会の答弁で判明いたしました。

建設予定地の周辺道路整備につきましては、事業費の算出もされておらず、新たな駐車場整備も未計画で、もちろん事業費の計上もされていない、総事業費は三十億円、四十億円、一体どこまで膨れ上がるのか分からないのが現状であります。無論、財源の確保もできていないと思われまます。

建設後の運営計画につきましても、残念ながらまだ不十分で、それに基づく維持管理費の算出も人件費等を含めた額に関しては不透明であると思われまます。ここでも計画性に乏しく、市民の皆様に安心していただき、はつきり説明できる明確な計画を立てることが必要であり、この体育館は建てるのが目的ではなく、いかに市民・県民の皆様には有意義な施設運営に取り組むことが肝要かと考えまます。

最後に、平成二十五年度から二十六年度に繰り越された十五億円の補助金の更なる繰越し、すなわち二十七年へへの事故繰越しは確実に認めていただけない。それによりこの事業はばく大な財源不足に陥り、その補填は毎年五千万円、六千万円という大きな大きな返済を十数

年間抱え、その返済に充てる財源は地方交付税の何の保証もない充当措置をとっていただくと、財政当局におきましては非常に気の毒に思える苦汁の答弁であり、平成二十八年度以降、合併算定替による普通交付税の最大約十一億円の減額を余儀なくされ、事故繰越しを認めていただけの保証もない中、この事業を進めることは将来、五條市の財政に多大な圧迫を加え「財政破綻の一步」になりかねない危険な事業であることを市民の皆様にお知らせすべきで、私たち議会議員は市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指し、それを認識していただき、市民の皆様には現状の新五條市総合体育館建設事業に対する御判断を求めるときであると強く考えます。

どうか議員各位には、目先のことにとらわれるのではなく、私たちの郷土である五條市の確かな未来を見据え、良識ある御判断だけますよう、そして本日傍聴席にお越しいただいている市民の皆様、またこの議場におられる市職員であり市民でもある皆様方にも深い御理解をお示しいただき、私たちが生まれ育まれてきた愛する五條市の将来のため、これから私たち議会議員が打ち鳴らす警笛を鳴り響かせていただくことを、伏して切に切にお願いいたしまして、私牧野雅一の賛成討論を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（窪 佳秀） 以上で討論を結びいたします。

これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） ただいまの採決の結果、可否同数であります。

よって地方自治法第百十六条第一項の規定により、議長において裁決することといたします。

本件は否決と裁決いたします。（拍手）

○議長（窪 佳秀） 次に、現在議会から推薦する農業委員について、一名が欠員となっております。

お諮りいたします。議会から推薦する農業委員について緊急を要する事件と認め、この際日程に追加して直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。

よって本件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。
追加議案及び日程を配布させます。

配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀） 地方自治法第一百七十七条の規定により牧野雅一議員の退場を求めます。

〔三番 牧野雅一退場〕

○議長（窪 佳秀） 追加日程第一、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 発議第二号、五條市農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第四条第二項に定める「選任による委員」中、同法第十二条第二項の規定により議会が学識経験を有するものを推薦する。

平成二十七年一月二十九日提出

五 條 市 議 会

○議長（窪 佳秀） 本案につきましては、去る十二月定例会において議会から推薦をいたしました農業委員のうち、宗部康寛議員が退任届を提出し、一月十九日付けで受理され、一名が欠員となっており、改めて議会から御推薦申し上げるものであります。
お諮りいたします。

推薦の方法につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、お手元に配布いたしました名簿のとおり、牧野雅一議員を推薦

いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。

よって、牧野雅一議員を推薦することに決しました。

牧野雅一議員の入場を許可します。

〔三番 牧野雅一入場〕

○議長（窪 佳秀） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日三十日から二月二日まで休会とし、次回二月三日午前十時に再開して議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時十八分散会

